

ストップロス取引実施細則別表の率の変更について

2020.8.19

当社では、ストップロス取引実施細則別表に定める率（対象：ガソリン、原油）について、本年8月31日 の日中立会（8月28日における夜間立会の新規取引を含む。）から変更することとしましたので、お知らせします。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

2020 年 8 月 19 日

ストップロス取引実施細則の変更について

株式会社東京商品取引所
総合業務室市場企画室長 垣崎和久

平素は、当社の市場運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 4 月以降のエネルギー市場における価格変動を踏まえ、同市場のガソリン及び原油について、損失限定取引契約における証拠金計算等に御利用いただく、「ストップロス取引実施細則」別表に定めている率を変更することといたしますので、この旨御通知申し上げます。

1. 変更内容

「ストップロス取引実施細則」別表

(商品市場)	(上場商品構成品)	(率)	
		現行	変更
エネルギー市場	ガソリン	13%	23%
エネルギー市場	原油	20%	29%

他の商品については変更ございません。

2. 適用日

2020 年 8 月 31 日の日中立会（8 月 28 日における夜間立会の新規取引を含む。）から

【お問合せ先】

東京商品取引所 総合業務室 市場企画担当
電話：050-3361-1529 メール：tocom_mp@jpx.co.jp

以 上